

評議員等報酬等規程

社会福祉法人佐貫会

社会福祉法人佐貫会 評議員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐貫会の役員ならびに評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第59条の2第1項第2号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、施設職員として受け取る財産上の利益を含まない。
- (3) 費用弁償費とは、評議員等が法人業務を行う場合の交通費等をいう。

(理事会、評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員等が理事会、評議員会に出席したときは、報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬及び費用弁償費を支払うことができる。ただし、施設の職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費報酬等)

第5条 評議員等が、理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の額の決定)

第7条 法人の役員の報酬額は評議員会で決定し、別表第1「評議員等の理事会・評議員会出席報酬等額」、別表第2「役員の業務報酬等額」、別表第3「役員の旅費報酬等額」に明確にする。

(報酬等の支給日)

第8条 報酬等は日額をもって支給するものとし、業務遂行が終了した日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第10条 法人は、当規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用とする。

附 則

この規程は、令和4年5月6日より適用とする。

ん別表第1 評議員等の理事会・評議員会出席報酬等額

	報 酬	費 用 弁 償 費
理事会出席報酬等（日額）	0円	3,000円
評議員会出席報酬等（日額）	0円	3,000円

別表第2 役員の業務報酬等額

名 称	報 酬	費用弁償費	備 考
理事長業務報酬等（日額）	30,000円	3,000円	
理事業務報酬等（日額）	20,000円	3,000円	
監事監査指導報酬等（日額）	15,000円	3,000円	

別表第3 役員の旅費報酬等額

旅費（宿泊費ならびに交通費）	実費支給
報 酬（日額）	15,000円
そ の 他	業務遂行に必要な経費は実費支給